

みやぎ食と農の県民条例の一部を改正する条例

みやぎ食と農の県民条例（平成十二年宮城県条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

農業は、太古から人の命の源泉となる食料を生み出し、人が協力し合って生産活動を行う農村社会を築き、国や地域の重要な存立基盤を成してきた。

世界では、総人口の増加による食料不足、地球温暖化等の気候変動や自然災害の頻発化・激甚化による食料生産の不安定化、国際情勢の影響を受けるエネルギーや食料等の確保の不透明化等が顕著となり、世界的な食料危機の時代を迎えることが危惧される。

我が国においては、いつ、いかなるときにおいても国民の食料を確保する決意をもって、食料生産体制の強化を目指しており、国際的な協力と国内における食料生産体制の確保が不可欠となっている。

このような中で、本県農業は、これまで我が国の主要な食料供給基地として重要な役割を果たすとともに、基幹産業として、地域経済を支えてきた。

近年、農業者の減少や高齢化及び農地面積の減少による生産体制の脆弱化等が懸念される中で、安全安心な国産農産物に対する意識や、農産物の収穫体験の喜び、心なごむ自然とのふれあい、農村が果たしている防災に対する役割等、農村の多様な価値に対する意識が高まっている。

肥沃な耕土と四季折々の気候の中で、長きにわたり培ってきた農業技術や、様々な困難を克服してきた先人たちの知恵を有する本県は、良質で豊かな農産物を生産する農業県として、安全安心な食料を安定的に供給し、農村の多様な価値を最大限発揮できるよう、農業及び農村を発展させていく責務がある。

ここに、本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、食料の供給、農業の発展及び農村の振興に取り組むことを宣言するとともに、その基本理念、基本的施策等を明らかにし、未来に向けて持続的に発展する宮城を創るため、この条例を制定

する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、本県における食、農業及び農村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、農業者、農業団体、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安定的な食料の供給、持続的な農業の発展及び活力ある農村の振興の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 食、農業及び農村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 食は、命の源泉であることに鑑み、将来にわたって安全安心な食料が安定的に供給されること。

二 農業は、食料を生み出す営みであることに鑑み、生産性が高く環境と調和した多様な農業が持続的に営まれること。

三 農村は、農業生産、環境の保全、やすらぎ空間、文化の継承、防災等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有することに鑑み、総合的な農村の振興が図られること。

第三条の見出し中「と役割」を削り、同条中「農業・農村」を「前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食、農業及び農村」に改める。

第四条の見出し中「責務と」を削り、同条中「市町村は」の下に「、基本理念にのっとり」を、「自然的」の下に「・」を加え、「農業・農村」を「食、農業及び農村」に改める。

第五条の見出し中「責務と」を削り、同条中「農業・農村」を「基本理念にのっとり、食、農業及び農村」に、「に努力する」を「な取組に努める」に改め

る。

第六条の見出し中「責務と」を削り、同条中「食品関連産業事業者等は」の下に「、基本理念にのっとり」を加え、「地域」を「県産」に、「農業・農村」を「食、農業及び農村」に改める。

第七条を次のように改める。

（基本的施策）

第七条 県は、第一条に掲げた目的の達成に向け、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 食料が安定的に確保・供給されることへの理解を醸成すること。
- 二 食及び農に関する学びの機会の提供及び情報発信により、県内農業及び県産農産物への理解を醸成すること。
- 三 安全安心な県産農産物の安定的な供給を図ること。
- 四 県産農産物の県内消費を推進すること。
- 五 水田農業、畜産、園芸等分野ごとの総合的な振興を図ること。
- 六 農業の持続的発展を支える農業経営体及び多様な農業者の育成を図ること。
- 七 環境との調和に配慮した農業及び資源循環型農業を推進すること。
- 八 農地、農業用排水施設その他の農業生産の基盤の整備及び保全を図ること。
- 九 環境の変化及び多様な消費者の需要に対応した農業技術の研究開発を推進すること。
- 十 農業生産技術の改良、情報通信技術その他の先端的な技術等の活用等により、生産性の向上を図ること。
- 十一 県産農産物の高付加価値化を推進すること。
- 十二 県産農産物の国内外に向けた販売戦略の展開、販売体制の構築等販売力の強化を図ること。

十三 農業と農業以外の産業等との連携により、地域産業の振興を図ること。

十四 農村が持つ多様な価値及び魅力を生かした総合的な振興を図ること。

十五 農村が果たしている多面的機能の発揮及び多面的機能に関する理解の醸成を図ること。

十六 農村を支える人材育成及び農村における多様な交流を促進すること。

十七 野生鳥獣による農作物等への被害防止及び捕獲した鳥獣の利活用を促進すること。

十八 農村における地域の防災機能の強化を図ること。

十九 前各号に掲げるもののほか、食、農業及び農村の振興のために必要な施策を推進すること。

第八条第一項中「方策」を「施策」に、「農業・農村の振興に関する概ね十年を期間とする」を「おおむね十年を期間とする食、農業及び農村の振興に関する」に改め、同条第二項第一号中「県内」を「県産」に、「農業・農村」を「食、農業及び農村の」に改め、同項第三号中「農業・農村」を「食、農業及び農村の」に改め、同条第三項中「の策定」を「を定める」に、「集約と」を「集約及び」に改める。

第九条中「集約と」を「集約及び」に、「実施状況及び」を「実施状況、」に改める。

第十条を次のように改める。

（推進体制の整備）

第十条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

第十一条の見出し中「条例」の下に「等」を、「周知」の下に「及び」を加え、同条中「農業・農村振興施策」を「食、農業及び農村の振興に関する施策」に、「に努める」を「を図る」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（財政上の措置）

第十一条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。